

令和 7 年

赤平市議会第 3 回定例会会議録（第 3 日）

9 月 5 日（金曜日） 午前 10 時 00 分 開 議
午後 1 時 12 分 散 会

○議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
5. 木村 恵 議員
6. 竹村 恵一 議員

- 4 番 丸山 勝正 君
5 番 木村 恵 君
6 番 竹村 恵一 君
7 番 北市 勲 君
8 番 若山 武信 君
9 番 伊藤 新一 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○欠席議員 0 名

○欠 員 1 名
10 番

順序	議席番号	氏 名	件 名
5	5	木村 恵	1. 商業振興について 2. 地域おこし協力隊について 3. 広域連携について 4. 障がい者福祉について
6	6	竹村 恵一	1. 住みやすいまちづくりについて 2. とともに学び合い豊かな心を育むまちについて 3. 教育行政について

○説 明 員

市 長 畠山 渉 君
教育委員会教育長 高橋 雅明 君
監 査 委 員 目黒 雅晴 君
選挙管理委員会委員長 大川 佳彦 君
農業委員会会長 吉本 政史 君

副 市 長 永川 郁郎 君
総 務 課 長 櫻庭 敏夫 君
企 画 課 長 成田 博之 君
財 政 課 長 丸山 貴志 君
税 務 課 長 柳町 隆之 君
市民生活課長 斎藤 政弘 君
社会福祉課長 高橋 脩 君
介護健康推進課長 千葉 睦 君
商工労政観光課長 三浦 友嗣 君
農 政 課 長 安原 敬二 君
建 設 課 長 清水 亘 君
上下水道課長 平田 亘 君

○出席議員 9 名

- 1 番 今野 宙 君
2 番 安藤 繁 君
3 番 渡部 修之 君

会計管理者 山口正己君
あかびら市立病院
事務局長 杉浦圭輔君

教育委員会 学校教育課 校長 伊藤彰浩君
〃 社会教育課 校長 伊藤茂樹君

監査事務局長 西井芳准君

選挙管理委員会
事務局 局長 櫻庭敏夫君

農業委員会
事務局 局長 安原敬二君

○本会議事務従事者

議会事務局 局長 渡邊敏一君
〃 総務課 議長 千葉香織君
〃 総務課 議事係 笹木芳恵君

(午前10時00分 開 議)

○議長(伊藤新一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(伊藤新一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番今野議員、2番安藤議員を指名いたします。

○議長(伊藤新一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長(渡邊敏一君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(伊藤新一君) 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、1、商業振興について、2、地域おこし協力隊について、3、広域連携について、4、障がい者福祉について、議席番号5番、木村議員。

○5番(木村恵君) [登壇] 議席番号5番、無所属クラブの木村恵です。質問してまいりますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

件名の1、商業振興について、項目の1、空き店舗活用と後継者問題について、要旨の1です。今年の1月に商店街実態調査を行い、その結果も踏まえて事業継承に関する情報収集や相談窓口、マッチングなどの施策や支援の活用について検討していくと3月の第1回定例会で答弁がありました。私は、商業振興については市民アンケートでも毎年重要度が高いこともあり、市民の満足度を上げていくためにもいろんな角度からスピード感を持って検討してい

ってほしいと要望したところです。個別相談会が9月の24日に商工会議所で行われるようですが、情報収集、窓口、施策や支援策についても含め、その後の進捗状況はどのようになっているか伺います。

○議長(伊藤新一君) 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長(三浦友嗣君) 空き店舗活用と後継者問題についてでございますが、今年1月実施の商店街実態調査の結果を踏まえ、後継者問題や事業承継に関する問題を商工会議所と情報共有しながら協議してまいりました。今月には、北海道事業承継・引継ぎ支援センターの協力により事業承継個別相談会を実施することになり、商工会議所会員への案内及び広報あかびらで周知し、参加業者を募っているところであります。今後においても商業振興に有効な施策や支援を検討してまいりたいと考えております。

○議長(伊藤新一君) 木村議員。

○5番(木村恵君) [登壇] 施策や支援策というのは、これからという答弁だったと思うのです。私は、スピード感を持って検討して欲しいと要望したのですが、畠山市長、これ十分スピード感を持って取り組んでいるという認識かどうか伺います。

○議長(伊藤新一君) 市長。

○市長(畠山渉君) 今申し上げましたとおり、今年1月実施の結果を踏まえということです。そこも商工会議所と情報共有しながら協議してまいりましたということで、今担当のほうからも説明申し上げましたけれども、議員ご指摘のとおり確かにスピード感を持ってということなのかというふうに問われれば、ややどうなのかなということは感じてはおります。ただ、私どもとしても商業振興に有効な施策、また支援をこれからも商工会議所とも情報共有しながら取り組んでいきたいというふうと考えております。

○議長(伊藤新一君) 木村議員。

○5番(木村恵君) [登壇] スピード感という点にとっては、ややどうなのかなと感じているとい

うことでした。昨日もありましたけれども、取組が遅いことにより廃業される方が後を絶たない状況に今なっていると。赤平で事業を続けることを諦めてしまう連鎖というのが今止まらない要因の一つにはなっていると思うのです。行政だけの責任では当然ないと私も思っておりますが、事業を続けるにも将来性がなければやはり続けようがないと。後継者に継がせられないと。将来性とは、赤平市というまちが希望を持って事業を続けられるか、そういうまちかどうかだと思うのです。その希望を示すのは、ほかならぬ市長のビジョンではないかと私は思います。様々な取組は、商工会議所や商店街、事業者、顧客となる市民、いろいろな人と一緒に考えていけばいいと思うのですけれども、それをするにもまずやはり市長がこういうまちにしたいと、だから諦めずに事業継承と一緒に考えてほしいというようなメッセージを出すべきではないかと考えますが、市長はこの点どう考えなのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） この点市長からのメッセージを発信したほうがいいのではないのかということでございますけれども、ご承知のとおり年度の当初には市政の執行方針も申し上げてきております。ただ、今おっしゃってました喫緊の課題と申しますか、確かにご指摘のとおり市内の経済どういうふうになっているのかということであれば、相次ぐ企業、また商店等の閉店もございました。そういった中でどのようなメッセージが発信していけるのかということについては、これからも積極的に鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕積極的にこれから努力されるということですので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次の質問です。項目の2、緊急要望書について、要旨の1です。赤平駅前の金融機関、遊技場の相次ぐ閉店を受け、赤平商工会議所から緊急要望書が7月3日に提出されました。駅前の急激な衰退が続い

ており、赤平の顔である駅前の衰退とともに赤平市全体の衰退につながりかねない、至急駅前の再開発について検討し、実施してほしいという内容でした。新聞報道では、この要望書を受け、畠山市長は駅前再開発を検討していくということを表明したということでしたが、どのように対応していく考えかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 駅前再開発をどのように対応していくかについてでございますが、駅前はずのまちの顔であり、相次ぐ閉店は商店街の振興に大きな影響があるものと認識しております。物価高騰の中、少子高齢化や人口減少に伴う購買力の縮小に加え、インターネット通販の利用拡大など消費行動の変化、後継者不足や建物の老朽化といった要因が重なり、人通りやにぎわいの喪失が進んでおります。こうした状況は、駅前の魅力や住民生活の利便性の低下につながるなど、定住や交流人口においても大きな支障を来すことが懸念され、地域経済に影響を及ぼすものと危機感を持っております。赤平駅前の再開発への取組についてでございますが、このまちの将来を見据えた持続可能な地域経済の再生に向けて、まずは商工会議所や商店街の皆様、関係団体などと十分に協議を重ねながら、取組の在り方や実現可能な手法について検討を進めなければなりません。行政といたしましても商工会議所から緊急要望をいただいてから総務、企画、財政、商工労政観光、建設の各関係課長で今後に向けての打合せを7月4日と7月30日の2回行ったところであります。また、駅前の空き商業施設を取得した企業と今後の活用について8月2日に打合せを行ったところであります。今後につきましても商工会議所や商店街振興対策協議会等と持続可能な地域の取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕昨日の答弁と同じ内容なのです。まず、緊急要望書がなぜ出されたのかと、私はここに目を向ける必要があると思ってお

ります。今商工会議所、商店街、関係団体と連携していく、協議を重ねるということが述べられたと思いますが、これまでも商業振興についての質問があった場合はこのフレーズが使われているというふうに思います。確かに金融機関や遊技場の閉店というのは、本当に急に決まって引き止めたりするのも難しい状況だったと思います。それでもそれまでもその後も駅前周辺の事業者の閉店というのは続いてきていることは、事実だと思うのです。市民アンケートでも上位にはいつも商業振興があった、そういった背景の中で先ほども言いましたが、行政もしっかり駅前の対応を考えてほしいと。決して行政だけで何とかできると私考えていないですけれども、行政もしっかり駅前の対応を考えてほしいと出された要望書ではないかと思うのです。しかし、先ほども言った協議を進めるにしてもその協議相手の商工会議所から今回要望書が出されていると。まずは、その商工会議所と良好な関係を築く必要があるのではないかということなのです。この点についての市長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 商工会議所と良好な関係を築くことについてであります。緊急要望書を頂き、駅前エリアを考えていく上で商工会議所との協力関係は欠かせないと認識しております。目指すべき方向は、地域経済の発展と同じであり、今後につきましても商工会議所との良好な関係を続けてまいりたいと考えております。今後も商工会議所と共に市民や事業者の皆様の声に耳を傾け、将来を見据えた駅前エリアを考えてまいりたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 良好な関係を今後も続けていきたいということだったのですが、今後ということも現在も良好な関係を築いて取り組んでいるという認識なのだと思うのです。では、共に商業振興のためにこれまで協議を進めてきた協議相手からなぜ要望書が緊急に出されたのでしょうか。良好な関係が築かれて協議をされているのであれ

ば、協議の中で話し合えばよいことではないかと私は思います。わざわざ書面で要望書が出される間柄が良好な関係で、一緒に取り組んでいると私は考えにくいです。市長の言う良好な関係とは、どのような関係を意味するのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 良好な関係とは、どのようなことかというご質問でありましたけれども、良好な関係ではないというようなイメージのご質問であったのではないのかなというふうに思うのですけれども、私は決して良好ではないというふうには思っておりません。感じてもないわけなのですけれども、どういったところなのかなというのはちょっと疑問なところはございますけれども、ただ要望書を頂いたということについては日頃から担当のほうもそうですし、様々なところでお話する機会もございますから、特段険悪な関係にあるというふうには私も感じておりませんので、その点は要望書を頂いたということは、緊急な要望書ですので、それは関係性にはかかわらず提出されてきたのではないのかなというふうに考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 担当同士で仕事を進めているから、別に良好な関係ではないと感じているということだったのかなと思うのですけれども、私決してそうではないのだろうと思うのです。イメージで良好ではないと言っているのではないかということだったのですが、これ普通に考えれば、要望書を提出する前に話し合えるのであれば話すべきことではないかと私思うのです。

ちょっとその点一旦置いておきますけれども、先ほど会議所と共に将来見据えてエリア開発というのがあったのかと思うのですが、昨日の一般質問の中で駅前再開発は多額な費用、大きな事業、再開発の可能性も含めて検討していくという答弁があったと思うのです。それで、私新聞報道を見ると、駅前再開発も含め検討していくということだったのです。今の答弁でも駅前エリア考えていくということだっ

たのですが、少しこの要望書を受けたときと今、一般質問の昨日、今日ではトーンダウンしているように感じるのですが、この駅前再開発について可能性も含め検討していくとか、エリアを考えていく、何か意図があって使い分けられているのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 特段使い分けをしているということではないというふうに私どもも認識しております、ちょっとトーンダウンしたのではないのかというようなお話でしたけれども、ただ駅前再開発というふうになりますと、通常はとある施設を何か活用するというようなことで再開発をするというように意味になりますから、予算的にもかなりかかる場合ございますし、また違う場合もあるかもしれないのですけれども、そういったときにどういう判断になるのか、そこについては慎重に考えていきたいというふうに思いますし、また財政状況も考慮しながら今後考えてまいりたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 使い分けていないのであれば、慎重に検討していくのは当然のことですけれども、可能性云々とははっきり言えないような感じのニュアンスにどンドンなっていくという、それが使い分けていないのであればいいのですが、相手方が聞いたときにトーンダウンしているというふうに、私はそう受け取れたので、そうなってしまうのではないかと。そうなると、信頼関係構築ができない要因になるのではないかと考えたので、確認をしました。使い分けていないということです、大きな事業だから慎重にやっていくというのは当然ですけれども、受け取ったときと今とそんなに変わっていないということは今確認できたのかなというふうに思います。こういったことをまずはトップ同士でじっくり話し合うということから始めてみてはと私思うのです、要望書を出された方と市長と。お互いの職員も、担当職員先ほど仕事をずっと一緒にしているってありましたけれども、そのほうが担当

職員も仕事しやすくなるのではないかと私思うのです。そういう関係が私の考える良好な関係ということなのです。目指すところは、商工会議所、行政同じだということですので、赤平の将来のために事業者や市民が諦めてしまわないようによい関係で取り組んでいただきたいと、このことを要望して次の質問に移ります。

件名の2です。地域おこし協力隊について、項目の1です。協力隊の募集について、要旨の1、地域おこし協力隊の募集については地域協力活動に従事するという要件があります。総務省の地域おこし協力隊推進要綱では、幅広く活動例を示しており、これを見てもっと幅広く募集できるのではないかと私は考えます。ほかの自治体を見ても、先日は妹背牛町に沖縄料理の店を開きたいという方が委託型の地域おこし協力隊として家族で赴任をしてきたという報道がありました。私は、かねてより飲食店経営などの目的で協力隊を募集してはどうかと提案してきましたが、これはできないことはないということが明らかになったと思います。今年は、企画課の移住定住促進部門で2名の協力隊が採用され、活動をしていただいております。昨日もありました。ぜひ活躍を期待したいと思いますが、過去にも同じような内容での採用があったと私は記憶をしております。もっと募集の枠を幅広く取り、チャレンジできるのではないかと考えますが、これまでどのような基準で募集を決めてきたのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） 地域おこし協力隊の募集基準についてでございますが、これまで本市では設置要綱は定めているものの、具体的な募集基準は設けておりませんでした。各課からの希望や事業計画に基づき、その都度募集内容を決定してきたのが実情でございます。議員ご指摘のとおり、総務省の推進要綱は多岐にわたる活動例を示しており、本市でもより幅広い分野で協力隊を募集できる可能性がございます。今年度の配置は1部門にとどまっております、協力隊のさらなる活用は早急に取り組むべき課

題であると認識しております。今後は、フリーミッション型の導入も含め、地域活性化につながる多様な人材を確保できるよう検討してまいります。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕各課からの希望や事業計画に基づき、決定してきたということなので、それぞれの担当課において事業計画に基づくので、新しい事業展開を考えておかないとできないし、考えたとしても協力隊に事業を任せきりには当然できないと。当然職員の仕事も増えますし、積極的にこういった提案ができなかったような環境だったのかなと思います。ゆえに今ある事業で協力隊を募集してきたと。人材不足を補うようなやり方に見えてしまった、あるいは募集時の協力隊の認識とのずれから人間関係にひずみ生まれ、結果として定住に結びつかなかったということもあったと思います。この事業は、行政側も協力隊がある意味チャレンジできるものだというふうに私思いますので、もっと積極的に募集できる体制をつくると、各課から気軽に提案ができる体制をつくってもいいと思います。多くの募集ができるようにこれから取り組んでいただきたいと思います。今フリーミッションも検討されているということでしたので、私過去に提案した、今も言いましたけれども、飲食店であるとか、トレーニングインストラクターであるとか、デリバリーであるとか、そういった募集もこの要綱を見れば可能ではないかと私考えますので、例えばですが、駅前にかつてあったもので市民があつたらいいと思うもの、そういったものや不便になったことをもう一度便利にできるようなこと、そういったものをよみがえらせるチャンスがこの協力隊の制度ではないかと思うのです。今福祉のお弁当を昼に独居の方に配っておりますけれども、夜もやはり配達してほしいという方がいらっしゃるのです。だけれども、夜はやっぱりやれていないというのが現実で、ただ夜飲食店開いているところもあるので、配達してもらえないということもありますので、行けない方に配達できる仕組みをつくるとか、そういうようなこと

で協力隊の方でそういう事業をやる方はいないかなど、市民のあつたらいいなと思うことを拾い集めてこういう事業に生かすのもいいのではないかと私考えますので、ぜひ来年度に向けてたくさん協力隊の募集できるように取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。件名の3、広域連携について、項目の1、広域行政について、要旨の1です。国の第32次地方制度調査会では、広域連携について地域の枠を超えた基礎自治体による行政サービスの提供体制について担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併、市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中でそれぞれの市町村が最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要だということがありました。現在赤平市は、中空知広域市町村圏組合をはじめ、複数の広域行政組織に加盟をし、有機的な広域行政の推進に努めていると思います。広域行政のメリットは、各自自治体の資源を有効に活用でき、自治体単独より大きな分母で組織を支えることができるスケールメリット、また事務や役割の分担を行うことができ、多様な行政サービスの地域連携につながることだと思います。この広域行政の必要性及び加盟自治体との関係構築などについての考えを伺います。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 広域行政についての考えについてでございますが、小規模自治体では単独での対応には限界があることを踏まえ、多様な手法を組み合わせることが重要であると考えております。特に近隣市町との広域的な連携は、住民にとって必要なサービスを安定的に確保する上で欠かせないものであり、また財源や人材を効率的に活用する観点からも大きな効果を発揮するものと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕単独では限界があると、広域連携は欠かせないものだと、財源、人材など効率的な面では当然大きな効果を発揮するということでした。つまり必要性については認識をされ

ているということだと思います。加盟自治体との関係構築について市長の考えをいま一度お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 様々な分野で市町村の枠を超えた対応が求められる場面があり、今後ますますその重要性が高まってくるものと考えております。今までも近隣市町との信頼関係を大切にしていまいりましたが、今後も協力的な関係を築きながら、それぞれの地域を尊重し、広域的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 今後ますます重要になってくると、今までも信頼関係を大切にしてきたということです。今後も広域的な取組を進めていくということだったと思います。総合計画でも広域行政の推進ということでもしっかり掲げておりますので、取組を進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2、インフラの広域連携についてお伺いします。要旨の1です。下水道については、一部事務組合に参加をしております。このほか、JRについては根室本線対策協議会として路線維持に努めていると。バス路線維持についても近隣市との協議が今欠かせない状況ではないかと思うのです。インフラは地続きであり、このように近隣市といかに共存を図るかということが重要になっていると思います。これらの対応についてどのような考えで取り組んでいるのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 企画課長。

○企画課長（成田博之君） インフラの広域連携の対応についてでございますが、下水道につきましては石狩川流域下水道の管理運営に関する業務とし尿処理施設の設置及び管理運営に関する業務を石狩川流域下水道組合に加入し、共同処理しております。JRにつきましては、根室本線対策協議会とJR、道、沿線市で組織する根室線アクションプラン実行委員会で国から示された抜本的な改革計画に基づい

て各事業を行っております。バス路線の維持につきましても中空知地域公共交通活性化協議会に加入し、関係市町と交通関係団体などと共に地域住民の生活を支え、持続可能な将来の交通体系を構築するため計画の推進管理を行っております。いずれにしましても、近隣市町や関係団体等と連携調整を図りながらお互いが共存できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 地続きのインフラの広域連携については、沿線自治体や近隣市町の間メリットやデメリットが一定でない場合が多いと、統一見解の構築が難しい場面が多々あるのではないかと私は思います。それぞれに条件も変わってくるでしょう。しかし、今答弁にあったように、お互いが共存できるよう努めていくことが大事と、こういった姿勢で連携調整を図ることが大事だということです。その認識は、今確認できたのですが、そうであればやはり事務レベルの協議というのは決定権がないわけですから、近隣市町の首長と赤平市長の関係もお互いが率直に意見を出し合い、またお互いに敬意を持ちながら良好な関係を築いていく必要があると思います。市長の代わりはいないということです。これ畠山市長にしかできないことだと思いますので、この点についての市長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 議員ご指摘のとおり、近隣市町との連携は地域全体の発展や住民サービスの向上に不可欠であると認識しております。これまでも首長同士が意見を交わし、お互いの立場を尊重しながら信頼関係を築くことを大切にしていまいりました。広域的な事業など単独の市では解決できない課題も多く、近隣自治体との良好な関係が円滑な協力体制をつくっていくものと考えております。今後につきましても近隣市町の首長同士の対話をし、互いに敬意を持って良好な関係を築き、広域事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 ここでも信頼関係築くことを大切にしてきたと、良好な関係を進めていくということなのです。特にJRや中央バスなどの対応は、畠山市長になってから、JRはもしかしたら少し前だったかもしれませんが、協議会などをつくっての対応に今なっていると思います。沿線自治体のメリット、デメリット先ほど言いました大きく異なる中でお願いする場面もあれば、逆に妥協しなければならぬということも出てくると思うのです。そういう協議を進めるには、やはりトップ同士の信頼関係というのは極めて重要だと、それは今認識されているということだったと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。要旨の2、水道事業に関するです。広域加入が選択肢として排除され、水の購入か単独かといった二択の独自試算をつくり、単独のほうが経営負担という結果から単独での水道事業を進める方針が示されました。広域加入を検討せず、排除した理由をお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平田亘君） 広域への加入を検討しなかった理由についてであります。まず一般論として赤平市が水道管の老朽化率などが今のままの状態で広域に加入することは広域側としてはメリットがないので、非常に難しいという広域の認識であり、これは広域の各構成市町の首長も同じ認識であるとの見解が広域から示されております。また、広域への加入は非常に難しいという広域の認識その理由は、赤平市の水道管の老朽化率が非常に高いことが挙げられると思います。広域の水道管の老朽化率と同水準になれば、広域加入も可能性はあると私どもの希望的臆測ではありますが、考えております。しかしながら、赤平市では目下水道管の更新スピードを上げて取り組んでおりますが、広域の老朽化率と同水準にすることは極めて難しいものと予想しています。このようなことを踏まえますと、広域加入

はかなり不可能に近いものと認識しております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 私聞いているのは、排除した理由なのですけれども、言うなれば市長の決断という部分なのです。今の課長の答弁というのは、一昨日の行政常任委員会で詳しく聞いている内容で、その部分は私は理解をしております。赤平市には、広域加入のメリットはあるけれども、広域には入れるメリットがないと。言うなれば、一般論で言えばほぼ実現しないであろうというものだということ赤平市が判断をしてこの結論になったと。だから、広域とのこれ以上の協議は不要と判断したと、委員会ではこのように報告を受けました。そして、この広域との協議は不要と判断したのは、市長の見解だということも委員会で確認をしました。つまり市長は誰が何を言っても加入は現実的ではないのだと、そういう理由で選択肢として排除し、この二択の比較をした、そしてその結果は単独のほうが負担は少ない、こういう考えだということによろしいか市長の認識を伺います。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 広域加入を検討せずに排除した理由は何かのご質問ですが、まず私が一方的に広域加入を排除したということではございません。これまでの協議の中で広域側からも非常に難しいとの見解が示されております。赤平市としては、その現実を踏まえ、市民の負担をできる限り軽くするため、広域受水と単独運営の2案について赤平市にて独自に試算を行ったものであります。その結果、単独運営のほうが負担が少ないという結論に至ったものであり、市民にとって最も適切な選択肢を示したと考えております。したがって、決して市長の独断や一方的な排除ではなく、広域側の見解、市としての検討を踏まえた判断であることをご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 独断とか一方的だという指摘をしているわけでは私はないのです。担

当課としっかりと協議をして出されたことであることは、重々承知をしております。ただ、この判断がやはり市長の考え、あるいは行動からこういう結果になっているのではないかと感じて聞いているのですが、一方的に判断したわけではない、独断ではないと、できる限り市民の負担減を考えて最も適切な判断ということをおっしゃられたのですけれども、果たしてそうなのかということなのですが、先ほど近隣市町の首長同士の対話をしていくと、互いに敬意を持って良好な関係を築いて広域事業を進めていくというようなこと述べられておりました。水道事業に関して言えば、広域加入は今回結局検討に値しないということになるのです。努力をしても意味がないというふうに言えると思います。なぜならば、こちらが一方的にはないが、広域からも入れないと言われたから、さらに言えば受水より単独のほうが負担は少なくなるというこの結論を導き出せば企業団、企業長に訪問する必要がなくなるということではないかと思うのです。事実として、これ以上の協議は不要と判断をされました。だから、昨年5月からその後広域を訪問されていないのではないかと。必要があればとうとう6月議会で述べられていましたが、実際には赤平市が単独で進める考えを7月の行政常任委員会、これに示され、それが新聞報道されるまで訪問されていないのではないかと思います。昨日も報道がされました。それで、この件について企業長、企業団にこのことを訪問してお話をされているのかと。私は、広域加盟自治体との関係を考えれば、これ水道だけではなくて様々な広域行政を一緒にやっている近隣自治体なわけです。近隣自治体、加盟自治体との関係を考えれば、また企業長との関係も考えれば報道の前に訪問する必要はあったのではないかと思います。ご自身逆の立場で訪問されるであろう方がその判断を訪問せずに新聞で報道したと、そうなったときにそれを知ったらどう思うのかと。これお互いに敬意を持って良好な関係を築こうという行為だと思うか、市長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） まず、広域加入についてでございますけれども、これまでの協議の中で広域側からも非常に難しいとの見解が示されており、その現実を踏まえ、市民の負担を最小化するという観点から単独運営を基本とする方向性を示したものであります。決して努力や対話を放棄したのではなく、むしろ現実的かつ責任ある判断を行った結果であります。

次に、報道前の広域の企業長への訪問についてでございますが、行政の正式な手続として、まず赤平市議会において十分にご議論をいただき、その議論を踏まえて市としての方向性を決定し、その上で広域の企業長にお伝えするという順序が適切であると考えております。議会の議論を経ずに市長個人の判断だけで訪問するという事は、議会軽視につながりかねないものと考えております。したがって、報道の前に訪問しなかったのは、決して広域との関係を軽んじたものではなく、議会制民主主義に基づく正当な手続を尊重した結果であることをご理解いただきたいと思います。もちろん広域との信頼関係は重要でありますので、このたびの行政常任委員会での議論、併せて今回の市議会一般質問での議論を踏まえ、そして内部で協議した上で必要に応じ私自身が責任を持って直接広域企業長へお伝えしてまいりたいと考えております。

また、ご質問にございました仮に私が逆の立場であったとすればといったところでございますが、立場が逆というよりも仮に私が相手の心で考えますと、報道を通じて初めて知ることという事に違和感を覚えるかもしれません。そのお気持ちは、理解できるところでございます。しかしながら、行政として正式な手続を踏むためには、まずは赤平市議会においてご議論をいただき、その議論を踏まえて市としての方向性を決定した上で広域の企業長へ直接お伝えするという順序が正しいと考えております。この順序を欠いて先に市長個人が結論を伝えることは、議会軽視にもつながりかねず、かえって適切ではな

いというふうに判断をいたしました。したがって、報道を通じて知られることとなった点については、相手のお気持ちも理解いたしますが、それは議会制民主主義の制度の中で生じ得ることであり、決して関係を軽んじたものではないことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕理解できません。立場が逆であれば、違和感を覚えることは分かるわけです。その違和感イコール不快感になる可能性があるということをおっしゃっています。議会を軽んじるべきではないので、議会に報告をしてから行くのが正しい順序だということをおっしゃっていました。これは、ある意味正しいのかと私も思います。ただ、議会を通り越して結論を言うために訪問してほしいということは、誰も言っていないと思うのです。これからこういうことで検討していくので、まずご理解いただきたいということを訪問して伝えた上でこういうことをやっていき、結論を議会と話し合った上で決めて、また報告する、二度手間になるかなと思うのですけれども、これ決して無駄な二度手間ではなくて、しっかりとして相手のことを考えた対応ではないかと私思うのです。いきなり結論出されると、しかもこれ5月からですから、相当2か月待たされたということになりますし、どうも私は理解ができません。議会軽視しなかったという部分は分かりますけれども、ただ議会軽視をしなかったにしても、おとこの行政常任委員会では令和元年度の調査報告書の結果を基に受水か単独かを判断したということが言われたのですが、では昨年5月よりもっと前にその二択だということが確認を取れているのであれば、それをまず伝え、そしてこういう議論になっていくのではないかと、あまりにも時間かかり過ぎたのではないかなと思うのです。その間に訪問できる時間はあったというふうに思います。重ねて言えばですけれども、今これだけ新聞報道でもう出てしまった後に必要があれば訪問していくということおっしゃいましたけれども、必要はも

うないのかなと、逆に言うと。必要があるとすれば、報道が先になってしまったと、報道でお知らせする形になり、申し訳ないというふうになるような関係で今ないかと思うのです。その点について市長はどうお考えになりますか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 私も先ほどからも答弁で申し上げておりますとおり、相手方の心で考えますと、確かに違和感を覚えるかもしれません。その気持ちは、私も理解できる場所であると先ほど申し上げましたけれども、今ここで話し申し上げますと正式記録に残ってしまいますので、果たしてどうなのかなということもありますので、何とも今申し上げにくいのですけれども、例えば私が広域の企業長にお会いして結論ではなくて、こういったような話で進めるのだという話をするだけでも、結論を持っていくのではないと、結論を持って行って話をしなければならぬというふうに言っているわけではないというお話だったと思うのですけれども、お話しするときに結論を持っていくべき問題なのかもしれないのですけれども、話をするという意味ではそうかもしれません。ただ、今ここで申し上げるのが公式なものなのか非公式なものなのかということで、直接会ったのかとか、例えば電話でだったのか、または違う場面でだったのかということで、いろいろなどでお話しする機会もございまして、今これ以上のことは何とも公式なものではございませんので、歯切れの悪い答弁になってしまって大変恐縮なのですけれども、ちょっと調整させていただきたいというふうには思っておりますし、相手あつてのことですし、また議会との、私の行動、これまでの手続、手順については法的には私は間違っていないというふうに確信をしております。ただ、政治的なもの、また慣習といいますか、感情的なものといいますか、そういったことを考えますとさっき申し上げたとおり違和感を覚えるのかもしれないのですけれども、なかなか歯切れの悪い答弁で大変申し訳ないのですけれども、どうかその辺のところをお酌み

取りいただきたいなというふうに思っております。もしこれ以上のことを申し上げなければならないということであれば、またちょっと調整させていただいて発言をさせていただきたいなというふうに思います。相手との信頼関係もございますので、これ以上の記録に残る状況での発言は果たしてどうなのかなというふうに思いますので、ぜひとも調整させていただいた上でお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君） [登壇] プライベートでもお話しをされているような感じの答弁なのかなと、正式にこの場では言えないこともあるという、そういうところで話したということなのか、推測しますけれども、結局言えないことであれば議論にならないので、その部分を私知りたいとも当然思いませんが、違和感は理解するけれども、その違和感が不快感につながるかどうかで、多分つながらないというお考えなのだろうということが今分かりました。

それと、法的に問題ないと。私は、法的に問題あるとは一言も言っていないので、そこは自信持っていていただいて構わないのですが、結局のところ私が言っているのは姿勢の問題なのです。市長が今感情でって言いましたけれども、感情の問題だと思います。相手に不快感を与えないように協議を進めていくということをしてできればしてほしいということはずっと言ってきたのですけれども、平行線なのかなというふうに思うのですが、先ほどの緊急要望の件もそうなのですが、様々な団体や近隣自治体と連携するに当たってトップ同士の関係性というのは極めて重要な意味をなすと私は思っております。私は、畠山市長にそういったところを言葉で良好な関係だと言うだけではなくて、しっかりと行動で示していただきたくて今回質問の大部分、こういう時間を充ててこの件やってきております。赤平市の市長の代わりというのは、いないわけです。いないです。それで、課長職や職員に代わりはできないと、こういうこと

は、そういう仕事だと私は思っているのです。それどころか、職員のモチベーションにも大きく影響することだと思います。言葉で良好な関係だと言うのではなくて、市民生活や福祉の向上のために良好な関係を築くと、そういうことにぜひ畠山市長に努めていただきたいということをお願いしているのです。

水道事業について1つ言いますと、7月22日に全国市議会議長会の第183回の建設運輸委員会というのが開催されておりまして、伊藤議長出席されております。これ定例会初日の議長報告にもありましたけれども、そこで国土交通省の上下水道審議官の方から講演があったということでした。その資料拝見しましたが、上下水道の政策の基本的な在り方検討会、これでは単一市町村による経営にとらわれない経営広域化の国主導による加速化、更新投資を適切に行い、次世代に負担を先送りしない経営シフトへの変更など国が進める方向性がまとめられておりました。全国的に水道事業というのは、苦しい経営になっております。そのことから国はこの方針で力を入れていくというのは、予想がつくと思います。こうなると、単独でできている自治体と広域を積極的に行っていく自治体、企業団等では国からの支援にも当然差が生まれるのではないかと想像がつかます。当然今その差の比較というのはできませんが、近い将来示されるのではないかとというふうに思っております。それで、先ほど市民負担にとって最も適切な判断をしたというふうにおっしゃっていたのですが、こういった件考えて広域加入の可能性を模索していくということは決して将来の負担減のために無駄ではないというのが私の考えなのです。単独なのですとここで決めてしまうことが本当に市民の将来の負担減に間違いのないのか、そういうことを考えているのですが、市長はこの点についてどのようにお考えになりますか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民の皆様方の負担を考えての判断でございました。今おっしゃられていました

けれども、全国的に単独なのか広域なのかということであれば、何となくは広域での水道事業というのが効率的ではないかというふうに感じます。一般的にもそういうふうを感じるというふうにするのですが、ただ北海道特有の広いところに加えて、また距離もあるということで、果たして広域のやり方が赤平市の場合ですと私どもで試算した結果は効率的ではないという結果にはなりましたが、そういったことで考えると国の考えは全国的な部分ですので、その考え方も分からないわけではないというふうに思っております。ただ、今おっしゃられていました将来的に私どもの今回の判断が絶対正しいというふうには言い切れないというのがあります。これは、将来のことですので、予測できないことでもあります。ですので、必ず絶対そうだというふうには言い切れませんが、最適な判断ではないのかなというふうに私どもは考えております。もし何か根拠のようなものがあれば、広域加入の選択肢と広域加入がいいのではないのかといった根拠的なものがあればぜひとも教えていただきたいというふうに思うのですが、私どものほうでは積算もいたしましたし、あらゆるものを考えてみましたが、どうもやはり広域に加入するということがどうなのかなというふうに考えましたし、また広域側のほうも今の赤平市の現状のままでは、これは水道管の老朽化率が挙げられると思いますけれども、今のままでは広域加入というのは非常に厳しいと、非常に難しいといったことが見解として示されておりますので、そして私どものほうでも積算してみました。それでの結果でございますので、繰り返しになりますけれども、将来本当に絶対にそれが最適といいますか、絶対それが正しいというふうには今の時点では申し上げることはできませんので、その点ご理解いただければと思います。もし漏れているところがあれば、もう一度お尋ねいただければ、ご質問いただければと思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君） [登壇] 現実的に広域が必

ずいいのだという根拠を示してほしいというようなことだったと思うのですが、市長にその権限、今一般質問の中ではないです、平場で言っていたのは構いませんけれども。広域が何となくいいのではないかと感じると、ただ北海道特有の条件があるので、北海道は必ずしもそうではないということをおっしゃっているのですが、でも最終的には絶対正しいとは言えないと言います。正しいと言えないのであれば、なぜ決めてしまうのかということなのです。近い将来国がそういうことを示したときにということをおっしゃっているのですが、別にそれに対しての根拠というのは、今国の動きを見るべきではないかということをおっしゃっているのです。根拠を示せとおっしゃるのですが、国や道とその情報をもらってきたり、連携したり、協力して地方自治体を存続させていくのはほかならぬ市長の役目ではないかと私は思います。それを議会で根拠を示せと。国や道行ってこれどうなっているのだから聞いて、それを根拠で示したら、では単独はやっぱ最適ではなかったって言うよというような言い方をされているのですけれども、私そうではないと思うのです。やはり市長なので、そういった情報があるのであれば、そこも注視していくよと。今単独と決めただけでも、決してここ5年のうちに単独で浄水場建てるわけではないわけです。なのに、将来に対して絶対とは言えないけれども、今ベストの選択をしたと言いつつあれでも、全くこういうことがないのであればいいのですけれども、実際に国はこういうふう動いているのだということ、そして広域のほう恐らく手厚くなることは想像できるわけですから、そこを根拠がないから単独がいいと最適な判断を今しているという強弁されても議論にならないと思うのです。この点もう一度確認をさせてください。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今申し上げましたけれども、広域がメリットがあるのではないのかと、広域の選択肢があるのではないのか、それは選択肢の中には

物としてはございますけれども、私どもとしては広域に加入する、それは難しいということで外しております。そして、二択で行いました。もし広域に加入するということがいいのではないのかという何か根拠というふうに私申し上げましたけれども、何かあるのでしたらお聞かせいただければなというところだけで、必ずその根拠を示せという今おっしゃり方でしたけれども、示せというふうに申し上げたわけではなくて、もし仮にあれば、議論ですから、議論の中には根拠であったり、論拠であったりを示していただくのが一番いいものでございますし、根拠があれば私どももその根拠について議論するわけでございます。要は議論というのは、主張に対する根拠があってのものかなというふうに私は思います。それに対する反論については、反論に対する反証があってしかるべきでないのかなというふうに思ったものですから、もし仮にあればお聞かせいただければというふうに申し上げたままで、それがなければ、別にそれが無いのが悪いというふうに言っているわけでもございませんので、ご気分害されたのであれば、それは大変申し訳ないなというふうに思います。

そこで、選択として間違いなく絶対そうではないというのは、将来のことですので、将来は誰にも分かりませんので、そういった意味で絶対ではないということなのです。絶対というのは100%なわけで、それ以外はあり得ないということですので、将来については誰も分からないので、私はそういった意味で絶対ではないという言い方をしました。ただ、そのときの最善のものではないのかなということで、いわゆるベストエフォートというのでしょうか、それではないのかなというふうに思っております。そういった中で絶対ではないというようなことを言いながら、絶対ではないのに何でそういうふうに広域加入を排除したのかというふうに言われると、大変申し訳ないのですけれども、私どもの選択としては今の時点で考えられるベストエフォートであるというふうに考えております。もし足りないところあれ

ば、もう一度ご質問いただければと思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 気分は、別に害していないですし、根拠があれば、なければとおっしゃるけれども、それは市長の仕事だということを私申し上げたのです。逆に言えば、市長が仕事を放棄しているのだと思うのです。こういう情報があるのに、そのことを検討に加えないと。それが今ベストの選択だから、それは検討に加えないということをやっているのです。難しいからもう駄目なのだというふうに決めているわけですが、その難しい理由は結局のところ赤平市独自で決めましたと、入れないですと、今の老朽管ではということなのだそうなので、企業団からも入るのは難しいって言われたと言うのですけれども、そこを先ほども言ったのですが、努力できないのかと。こういう将来のことがあるのもう少し検討してみてもどうかということを行っているのですけれども、国のこの施策については根拠がないので、それを示してもらわない限りは今の考えがベストなので、選択肢には入れないという、そういうことだと思うのです。私としては、仕事を放棄していないとか、そういうことをおっしゃっていますけれども、努力をしていないのではないかと思います。さらに言えば、広域との関係がこのような状態で今後入れるかということ、それはますます難しくなるのだろうなというふうに私は思っております。難しくなるけれども、何とかということは根拠がないので、考えないと。だから、市長の中では絶対正しくないけれども、考えていくことはしないと、広域についてはもう余地はないと、今時点ではそう判断しているけれどもということなので、絶対正しくはないけれども、今の判断がベストだということは自信を持っておっしゃるわけです。それもう一回聞いていいですか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 情報があるのに検討していないのではないのかということでしたけれども、広域加入については検討はしております。ですので、検討

していないわけではないので、今皆さん方お聞きになっていると思うのですけれども、何か認識がちょっと違うのではないのかなというふうにずっと私思っているのです。情報があるのに検討していないとかということ、また国の動き等も私どもも踏まえてのお話ですけれども、検討していないわけではないのです。ただ、これもいろいろなところでお話をできていまして、ここでなかなか申し上げにくいところもございませうけれども、広域加入については検討していないわけではございませんので、もし今の部分、検討していないわけではないというところの部分でもしご質問ありましたら、またお受けしたいと思っておりますけれども、検討していないわけではないので、その点をご理解いただきたいと思います。ただ、その検討というのを議員は赤平市だけではなくて、広域と一緒にやるのが検討ではないかということのかなとも思ったのですけれども、もし再度ご質問あればお受けしたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 検討過去にしたかしていないかという議論は全くしてなくて、結局今回現時点で二択にしたではないですか、それで単独で決めたという話です。そこで、国の動きがこうありますよって言う話で、それを検討今後するかしないのかって話なのですけれども、過去に検討をしたかどうかというのは一切聞いていないのです。だけれども、結局そういう話に引っ張られるので、答えにならないのです。結局のところ、今後検討する気はないということでもいいのですよね。そこ聞きたいのです。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩します。

（午前11時07分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（畠山渉君） 先ほどのご質問ですけれども、

これからも将来的にも広域加入について検討しないのかどうかというお話だったと思います。先ほども申し上げましたが、将来については誰も分かりませうけれども、国などの動向を見ながら広域加入も含めあらゆる方策を検討することになると考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 では、単独に決定したということとはなくなったのだなと今で思うのですが、最も適切な判断だったのだけれども、やっぱり可能性はあるのだということだと今の答弁では理解するしかないのです。議論がすり替わっているのだなと思って私考えていたのですが、すり替わっているわけではないのです。市長は、自分が持っている根拠が正しいので、ほかの根拠がないものに関しても一般論でこれは無理だというものに関しては自分の根拠で無理なので、無理なのだよというところから思考がスタートされているので、かみ合っていなかったのだと。別に議論がすり替わっているわけではないのだというのは、今ちょっと休憩中に理解できたのです。将来あるかどうか分からないものでもチャンスがあると、猶予もあるのだけれども、時間的に、それは逃しても将来のことだから分からないから仕方ないと。そしてさらに言えば、その責任は取れないということで考えているということとはよくよく分かりました。ただ、今広域も検討することが含まれるという答弁されましたので、ぜひその考えでやっていっていただいて将来に希望を持てるように団体や近隣自治体との関係というのですか、そういうところも良好な関係を築いて広域行政進めていただければいいと私は思います。

次の質問に移ります。件名の4です。障がい者福祉について、項目の1、手話施策推進について、要旨の1です。今年11月、デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ、世界に、そして未来につながる大会へ、誰もが個性を生かし、力を発揮できる共生共存の実現、こういった大会ビジョンを掲げて第25回夏季デフリンピックが東京で行われま

す。赤平市にもこの大会のキャラバンが7月11日に来られ、ぜひ大会を盛り上げてほしいと訴えられておりました。これに先立ち、国会では手話に関する施策の推進に関する法律が公布、施行されました。手話言語の国際デーと同じ9月23日、もうすぐですが、手話の日と規定、施策の柱には手話の習得、使用、手話文化の保存、継承、発展、手話に関する国民の理解、関心の増進、この3つを掲げております。具体的には、手話を必要とする子供や保護者に対し情報や習得機会を提供する、学校で手話による教育ができるよう指導方法の研修を行う、行政で手話を使える環境を整備するために事業主に情報提供する、手話に関する専任人材の養成確保に取り組む、災害時における手話による情報提供や中途失聴者が手話を取得する機会の確保など様々な施策の推進が盛り込まれました。地方公共団体の責務はどのようなこととなり、基本的な施策はどういったことを推進するのか伺います。

○議長（伊藤新一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 手話に関する施策の推進に関する法律についてでございますが、この法律は手話が言語であるという認識の下、手話を用いる聾者や難聴者の皆さんが安心して社会に参加できる共生社会を実現することを目的としてございます。その中でこの法律第3条におきまして、国及び地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有すると定められております。具体的な地方公共団体が進めていくことになる主な基本的な施策といたしましては、まず手話の普及啓発であります。これは、市民の皆さんに手話への理解を深めていただくための取組や手話奉仕員などの人材を育てていくものでございます。次に、情報保障の充実も挙げられます。これは、行政サービスや先ほど申し上げられた災害の際など、情報をお届けする場面で手話通訳などの手段を確保するとのことあります。そして、専門人材の育成も重要な施策であると考えております。これは、手話通訳者や手話通訳士といった専門的な知識を持つ人材を養成し、確

保に努めることとございます。これらの施策をそれぞれの地域の実情に応じまして進めていくことが求められていると考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 基本的には、今述べられたようなことを障がい者計画等に反映させて推進していくということになると思います。例えば災害時などの安全確保するための手話による情報提供でいえば、防災訓練などで手話通訳を派遣する、あるいは避難所に派遣をするといったこともできる体制をつくるということが必要になってくる、職場における環境の整備でいえば、手話を必要とする従業員の方が健康診断を受ける場合、あるいは定期健診など受ける場合ですけれども、通訳がいないと適切な医療に結びつかないおそれがあるということから、通訳者派遣制度などの情報提供をしっかりとしていく、そういった対応をしてもらえる環境をつくるということが挙げられると思います。こういった取組についても具体的に取組んでいかれるのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 手話施策推進における具体的な取組についてでございますが、議員ご指摘のとおり災害時や医療現場での手話通訳者派遣は大変重要な取組であると認識しております。本市では、障がい者地域生活支援事業の一環といたしまして手話奉仕員派遣事業を行っておりまして、手話を必要とされる市民の皆様の社会生活を支援させていただいているところでございます。今後におきましても新たな手話奉仕員の確保が不可欠であると認識してございますことから、手話に対する裾野を広げるためにも手話奉仕員養成講座につきましては継続的に取組んでまいりたいと考えているところであります。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 しっかり取組んでいただきたいと思います。

要旨の2です。次の質問ですけれども、もう一つ

具体的な取組についてお伺いします。3月の第1回定例会で手話奉仕員の研修会や派遣事業を継続するために必要なことは何かとたどりましたところ、手話講座による手話に対する裾野を広げていくことが必要だと、その積み重ねが手話奉仕員の養成につながると、広報の手話コーナーや出前講座などの取組により広く市民へ手話に対する理解を深めていくことも必要だと、手話を必要としている市民が安心して生活できるよう事業継続に努めていくということだったのです。それに対して私は、事業継続のために人材確保にしっかり取り組んでいただきたいと要望をしました。このたびの手話施策推進法では、第15条に人材確保に関する規定があります。第15条「国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする」となっております。この点について今後どのように取り組むか伺います。

○議長（伊藤新一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 手話施策推進法の第15条の規定に基づく人材確保についてでございますが、3月の第1回定例会におきまして手話事業の継続のために人材確保にしっかり取り組んでいただきたいとのご要望いただいたこと、私も承知をさせていただきます。

さて、手話施策推進法第15条に定める人材確保につきましては、手話通訳者の安定的な確保が手話を利用される市民の皆様の情報保障や社会参加を進める上で大変不可欠であると認識しているところでございます。今後におきましては、手話施策推進法の理念に基づき、手話を必要とする市民の皆様の福祉を守るため、着実に事業を継続していくための人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 人材確保に取り組むことは、確認できました。重ねてになりますが、現在行っている取組ができなくなるということのな

いようにしていただきたいと思っております。人材の養成及び資質の向上のため研修の機会の確保などの部分についてもお伺いしたいのですが、人材の養成については今行われている養成講座の継続はそうですが、ほかにもいろいろな手法があると思っております。例えば職員の研修について、赤平市も入会している全国手話言語市区長会、設立で10年になるものですが、ここでも行政職員手話講習会、あるいは先進地職員派遣などの取組が進められているということです。総会が毎年6月に行われているということですが、この市区長会への参加などはどうなっているのかお伺いします。

○議長（伊藤新一君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（高橋脩君） 手話に関する人材養成における具体的な取組についてでございますけれども、手話言語を必要とされる市民の皆様の福祉を守るため、現在行っている手話奉仕員養成講座につきましては引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。その上でご質問の手話言語市区長会総会への参加についてでございますが、市長におきましては北海道市長会におきます公務と時間が重複しているため参加はしておりません。

○議長（伊藤新一君） 木村議員。

○5番（木村恵君）〔登壇〕 総会については、公務が忙しいのであれば仕方ないのかなと思っておりますが、市長のやる気も問われる気もしますので、できる限り参加していただければなと思っております。少なくとも行政職員の手話講習会であるとか、先進地職員派遣、こういったものを活用するのは有効ではないかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたい、人材養成、こういったものも活用しながら努めていただきたい、このことを要望して質問を終わります。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時36分 休憩）

（午前11時45分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開

きます。

質問順序6、1、住みやすいまちづくりについて、
2、ともに学び合い豊かな心を育むまちについて、
3、教育行政について、議席番号6番、竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 議席番号6番、竹村恵一、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

件名1、住みやすいまちづくりについて。市民の方々の様々な声を聞いた中で、今回の質問でも市長の執行方針などの中から私が住みやすいまちに必要なと思う何点かを中心に質問に取り上げさせていただきます。

まずは、項目の1、防災体制の充実についてお聞きいたします。前定例会でも防災体制の充実について、今回は消防団についてお聞きいたしました。今回は、クーリングシェルターと、それに関連した避難所に関してお聞きいたします。

要旨の1、執行方針の中では暑さをしのげる避難施設クーリングシェルターを開放し、防災体制の充実を図ると記載があります。この夏に市内に広報車にてクーリングシェルター使用の放送を流していましたが、先日市民の方々と懇談をした中で自力での移動手段がない高齢者や障がいを抱えている方などは横に長い赤平市としてみらいまでどのように行けばよいのかという声がありました。このような声をどのように捉えるか、考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤新一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 移動手段がない高齢者や障がいのある方のクーリングシェルターへの移動についてでございますが、現時点では市として個別の移動支援には対応していないのが現状でございます。暑さの影響を受けやすい高齢者や障がいのある方が安全に暑さをしのげる環境を確保することは、重要であると認識しております。今後につきましては、議員ご指摘のことも踏まえ、研究してまいりたいと思います。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 市長、今担当の

ほうから研究ということで答弁をいただきましたけれども、クーリングシェルターまでの移動手段などについて前向きに何らかの行動を取っていただけるというふうに思っております。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） みらいまでの交通、暑さの影響を受けやすい高齢者の方ですとか、障がいのある方はやはりなかなか難しいものもあるかというふうに思っております。担当のほうからも議員ご指摘のことも踏まえながら研究してまいりたいという答弁させていただきましたが、前向きかどうかというふうに言われますと、何ともまた歯切れの悪い答弁で大変恐縮なのですけれども、これからは鋭意研究してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 状況を見て、私がここで思いつきで質問しているわけではなくて、懇談をした中で市民の方が実際に声に上げたことを捉えて質問をさせていただいております。我々乗っている人間にとっては、さほど距離感的に問題はないのだと思いますけれども、自家用車の免許返納した方とか様々な方々がいらっしゃると思いますので、そういう意味では平岸、茂尻、共和、幌岡の辺りから移動してくるというのは大変なことだというふうに感じておりますので、ぜひ市民の方の声と捉えていただけて鋭意研究を進めていただきたいというふうに思いますので、今後の市長の判断の結果に期待をしてこの質問は終わり、要旨の2に移らせていただきます。

今年の夏もそうでしたが、年々夏の暑さは増しております。今後は、市内にある避難所にも夏場の被災時を考えると、暑さをしのぎ、過ごせるように整備も必要になると思いますが、その点の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（伊藤新一君） 総務課長。

○総務課長（櫻庭敏夫君） 夏場の被災を想定した避難所における暑さ対策についてでございますが、本市では令和2年度に夏季における避難環境の改善

を目的として扇風機46台を備蓄品として整備し、災害時に備えてまいりました。議員ご指摘のとおり、近年の気象状況を踏まえ、災害時における避難所での暑さ対策は熱中症の予防を含め重要な課題の一つであると認識しております。一方で、全ての避難所に冷房設備を整備することは、多大な経費を要することに加え、災害時には停電が発生する可能性もあるため設置した機器が使用できないといった現実的な課題もございます。こうした状況を踏まえ、国の支援制度や補助金の動向を注視しつつ、暑さ対策について情報収集を進めてまいります。また、避難所の環境につきましては、熱中症対策の観点も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 市長、再質問させていただきますけれども、令和2年度に暑さ対策として扇風機を備蓄したのは令和2年度の時点ではよかったのかなというふうに思っております。しかし、今年などの高温多湿で扇風機がいかに無力だったかというのは、市長もきっと実感をしているのではないかというふうに思います。確かにその扇風機が役に立たないということは言いませんけれども、風を流すという効果はあるでしょうが、暑さ対策ということになるかどうかという、ちょっと疑問が出るのではないかなと。答弁にあったとおり、冷房設備の完備は重要であり、多大な経費がかかり、自前が厳しければ国や道の支援、補助を確保してでも執り行うべきではないかと私も思っておりますけれども、避難所の環境についても研究という答弁をいただきましたが、市長の考えを、取り組む決意をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 今のご指摘のとおり、果たして扇風機が暑さ対策になるのかといったご指摘だったというふうに思います。議員もおっしゃっていましたが、全く効果がないというわけではないけれども、果たして今のこの暑さの中でどうなのかということだったと思うのです。私も同様に考えて

おりまして、今担当のほうからも同様のお話だったと思います。ただ、これも先ほどもそうだったと思うのですが、熱中症対策の観点も踏まえながら研究してまいりたいという答弁させていただきました。なかなか相当な数になるということもございまして、前向きでないわけではないのですけれども、全く考えていないわけでもございませんし、ただ、今時点の答弁としては研究してまいりたいという答弁させていただきました。ただ、だからといって全く考えないとか、そういったわけではございませんので、今時点での答弁では研究させていただきたいということでご容赦いただければというふうに思います。ただ、申し上げたとおり、これからも鋭意努力してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 以前私も質問のときに検討とか研究はやらない方向性が強いというふうにお話をさせていただきましたが、それに付け加えて鋭意努力をしていただけるということで答弁をいただきましたので、しかしながら市長、特に生活館などが避難所になっているというふうに思うのですけれども、平常時は町内会が主体で利用していることが多いのかなというふうに思いますが、災害時は避難所を設定したときに利用の中心というのはやっぱり行政になってくるというふうに思うのです。そうなったときに避難所の冷房完備の差があってはいけないというふうに思うのです。ですから、それを誰がいつ判断して整備に取りかかるのかというふうに考えると、悩むところだと思いますので、しっかりと市長のリーダーシップや市長からのトップダウンの行動に期待をしていきたいというふうに思いますので、どうかお願いしたいというふうに思って要望としてお願いして、この質問は終わります。

次に、項目の2、住宅環境の整備についてお聞きいたします。この質問も先ほどと同じように住民との懇談会で聞かれまして、同じ町内の同じ団地に居住しているが、市のほうにお願いした修繕がその同

じ町内、同じ団地全体ではなく個別に行われたという話がありました。市が管理している団地は、幾つかの種類に分かれていて、それぞれ管理されているのではないかというふうに思いますが、どのような管理状況なのかというふうに思っていますので、質問をさせていただきます。

要旨の1、当市は赤平市公営住宅等長寿命化計画、令和4年3月作成されたものの中で計画時での入居者数、管理戸数、改善事業、除却計画などを掲載され、現段階まで適正に計画どおり進んできていると思いますが、今回は財源が伴わない市が所有している市有一般と言われる団地の入居者数、管理戸数などはどのようになっていて、改善事業、除却計画などは今後どう考えているのかを伺いたいというふうに思います。

○議長（伊藤新一君） 建設課長。

○建設課長（清水亘君） ただいまご質問の市有一般住宅の管理戸数及び入居者数についてでございますが、この住宅は旧職員住宅や市職員住宅として使用していた住宅の一部を住宅施策の一環として建設課が管理しており、管理戸数61戸のうち53戸を貸し付けており、入居者は79人となっております。

次に、今後の改善事業や除却計画に関する考え方についてでございますが、これらの市有一般住宅は公営住宅法や住宅地区改良法に基づく住宅ではないことから、赤平市公営住宅等長寿命化計画には位置づけられておらず、また改善事業や除却事業に関する計画の策定までは考えていないのが現状でございます。しかしながら、公営住宅や民間住宅への入居が困難な方への住まいの提供や企業向け住宅として活用するなど一定の需要があることから、入居率も高く、維持しております。こうした状況を踏まえ、当面の間は建物の状況を適切に把握しつつ、入居者の要望にも配慮しながら必要な修繕等により対応してまいります。今後も入居者が安心して居住していただけるよう引き続き努めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君） [登壇] 私は、この市有一般と言われている住宅の運用がいけないという指摘をしているわけではないことを前置きをさせていただいて発言をしますが、もちろん公営住宅や民間住宅への入居が困難な方、または企業向け住宅などの受皿として需要があって入居率が高いのであれば、適切に管理運用していただけたらと思いますが、一方では長寿命化計画などにあるようにしっかりとしたストック戸数の確保というのをしつつ、適正に集約を進めていかななくてはいけないのではないかとこの状況だというふうに思っております。このような住宅への判断も必要になるのではないかとこのように思っていますので、大変であろうというふうに推測はしますが、住んでいる方がいる以上は適切、丁寧に状態の把握と要望への聞き取り、そして必要な修繕を進めてほしいというふうに思っておりますので、実は話を聞くと訴えづらいとか言いづらいという声もあったのです。市のほうに話しづらいという声もあったので、中にはやっぱり市役所に言いづらいという方もいらっしゃると思うので、できれば懇切丁寧に聞き取りをしていただけて適切な修繕を進めてほしいというふうに要望して、この質問は終わりたいというふうに思います。

次に、件名の2に移ります。ともに学び合い豊かな心を育むまちについて、項目1、スポーツ、レクリエーションの振興についてお聞きいたします。ここ数年健康志向の高まりにより、ウォーキングや散歩といった簡単に行える運動に人気が集まり、近年では大きなまちや近隣にはスポーツジムや仕事帰りにちょこっと寄れるジムなどが見受けられます。しかし、時代の変化により野生動物の生態にも変化があり、熊などの町なかでの目撃や被害が多発していてウォーキングや散歩することも脅かされ、交通網の整理により移動手段がないと近隣へ行けない状況も感じるところでございます。

そこで、要旨の1ですが、令和6年第4回定例会で市内でのトレーニング機器設置への質問がありました。様々な要因から設置に関して非常に難しいと

答弁がありました。本年の執行方針の中でいつでもどこでもいつまでもスポーツや運動に親しむことが必要で、市民の体力向上と健康増進につなげると記載があり、本年第1回定例会でもスポーツ環境整備に対する質問が再びありました。スペースやコストの面から非常に難しいものと答弁しておりますが、機器設置を進めてほしいという声、それからあれば使いたいという声を聞いたので、設置を進めてほしいという立場から設置が難しいとなるならばどのように体力向上と健康増進につなげていくのかをお伺いいたします。

○議長（伊藤新一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤茂樹君） トレーニング機器の設置についてでございますが、これまでもお答えさせていただいたとおり安全面やランニングコストも含めると総合体育館と考えるとところでありますが、現状機器を設置するスペースを確保することは困難であると考えております。また、他の公共施設や遊休施設の活用についてもある程度のスペースが必要であり、ランニングコストのことも併せますと非常に難しいものと考えております。

体力向上と健康増進についてでございますが、スポーツ活動は市民の皆様が心身ともに健康で楽しく充実した生活を送るために大きな役割を担っておりますことから、昨年度改修いたしました総合体育館や各スポーツ施設を最大限に活用しながら市民の皆様が気軽に楽しめて参加できる体力づくりイベントやスポーツ教室、各種大会を開催するとともに、大学やスポーツ団体などと連携し、スポーツに触れ合う機会の拡充やスポーツの楽しさを周知するなど努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 私もやはり設置をするのであれば総合体育館に設置されるのが理想かなというふうに感じるところでございます。スペースの確保もいろいろ検討すればあるのではないかなという声も実は聞いておりますので、建設時にそういう考えがなく建設されたのであれば、やはりあら

ゆる角度から考えなければならぬのではないかなというふうに感じます。

そこで、再質問させていただきますが、まず答弁の中で安全面について答弁がありました。この安全面について役所が管理する建物で事故が発生した場合、それに対応できる保険対応などがあるかというふうに思いますが、その点についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（伊藤新一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤茂樹君） 施設管理者としての立場といたしまして保険など適用があるのかについてでございますが、総合体育館を利用させていただく際に施設管理の不備や設備の不具合などの問題があり、それに起因して利用者の身体や財物に損害を与えたことによる法律上の賠償責任を補償するため市民総合賠償補償保険に加入しております。例えばバスケットゴールの部品が落下し、頭部に直撃してけがを負わせた場合や体育館の出入口ドアが急に閉まり、指を挟んでけがを負わせた場合などが該当いたします。これに対し、利用者の故意または自己責任によるものやルール違反による事故などによりけがなどが生じた場合につきましては補償の対象とならないものと理解しており、その場合につきましては利用者個人の保険などによりご対応いただくこととなります。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、ルール違反をした場合は利用者個人の問題であるということであるならば、利用制限を考えた設置をルール化してしまう、例えば義務教育の年代は利用不可、高校生以上のみとか、そうすることで安全保障の確立は進むのではないのでしょうか。

また、体力向上、健康増進についての答弁も先ほどいただきましたけれども、私は体力向上、健康増進という分野は介護、福祉の分野に当たるというふうに感じております。スポーツ活動とは少し違うのかなと考えております。スポーツ活動には、ある程度の体づくり、筋力づくりが必要になると思ってい

ます。この部分にトレーニング機器というものが
必要になるのではないかと考えています。
もちろん体力向上、健康増進という介護、福祉の分
野にも機器を使うということもありますので、そこ
で再々質問をいたしますが、今回のトレーニング機
器に対する議会からの質問は3人目です。これは、
そのような声が市民、まちの中からあるから、こう
までして続けて質問が出るのではないかとというふう
に思いますので、市長はアンケート調査により市民
の声を聞き、まちづくりに反映をすることによってお
られますから、ぜひこのトレーニング機器を設置をす
るということに対しての声を聞くためにアンケート
調査をしていただきたいというふうに思いますが、
市長、どうお考えでしょうか。

○議長（伊藤新一君） 市長。

○市長（畠山渉君） トレーニング機器の設置に関
するアンケート調査についてでございますが、これ
までのご質問を踏まえ、市民の体力向上と健康増進
への関心の高さを認識しているところでございま
す。しかしながら、現状においては設置スペース等
の問題もあり、直ちに設置を行うということは難し
いものと考えております。そして、アンケート調査
ということだったと思っておりますけれども、隔年で実施
しております市民アンケートでございますが、次年度
の令和8年度に行う予定でございますので、議員
ご提案のことも含め今後検討してまいりたいと考
えております。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 市長、私は市長
のほうから関心の高さは認識しているけれども、設
置が難しいという答弁を聞きたいのではなくて、設
置についての市内の声をアンケートで聞いてはどの
かということ聞いて、令和8年の定期の隔年で行
うアンケートということで今答弁いただきましたけ
れども、これ去年から質問が出ているのです。今年
の最初の3月のときも2人の方が質問しているわ
けです。それを令和8年にアンケート調査をする
というのは、私が今回質問したから令和8年度に検討

していただくということになったのではないかと
いうふうに思うのですけれども、もう既に前に2人
が質問しているわけです。ですから、しっかりと私
たち議員が議会で市民の声を3回も質問している
わけですから、検討を進めていただきたいという
ふうに思うのですけれども、機器の設置について
のアンケート調査は先ほど言った令和8年の隔年
で行うアンケートのように今までのような無作為
な方への郵送ではなくて、スポーツ活動をする年
代や若者、それからスポーツ協会加入の方々へ
対する直接絞ったもの、あるいは例えば赤平
広報にQRを載せて全戸配布されたものから携
帯で答えられる、例えばQRを読み取ったとき
に、あれば使うか使わないか、もしくは必要
か必要ないかというように簡易的に答えられ
る形などで行ってほしいというふうに思ってい
るのです。郵送されたものを郵送し返すとい
うこの一手間が郵送しない行動に移るとい
うことの原因にもなるかというふうに私は
感じているのです。実は、市長がな
ってからアンケート調査していただいた
ときに私のところにも1回来たのです
けれども、やっぱり郵送し返すとい
うのは一手間なのです。ですから、
ぜひ広報にQRを載せて全戸配布の中
から取るという方法も検討していただ
きたいというふうに思います。先ほ
ど8年度に行う今までの調査と同様
にということでしたが、そうではな
く機器設置へ対する特化したやり方
でぜひアンケート調査をお願いし
たいということで要望して、この質
問は終わります。

○議長（伊藤新一君） 暫時休憩といたします。

（午後 0時10分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（伊藤新一君） 休憩前に引き続き会議を開
きます。

竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 それでは、件名
の3、教育行政について、項目の1、不登校及び不
登校傾向の児童生徒への対応についてお聞きいたし

ます。

先日不登校になっていたお子さんの保護者の方から相談を受け、お話をお聞きいたしました。原因は、様々あるかというふうに思いますが、一度不登校になってしまうとなかなか対応にもご家庭、学校、市教委ともに大変なのだというふうに感じたところがございます。

そこで、要旨の1ですが、教育行政執行方針の中に不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についての記載があります。コロナウイルスによる行事の延期や中止の影響やA I機器の普及によりスマホ、オンラインゲームによる昼夜逆転生活、そしてまさにこの時期、長期休暇明けは心身の調子が崩れ、不登校が増える傾向にあるとお聞きいたします。当市も対応はされていますが、以前の学校復帰という最終目標から将来的な社会的自立への支援を重視するようになってきています。当市も考えは同様というふうに思いますが、不登校を許容する流れと同時に、受皿の整備や対応は遅れているのではないかと感じておりますので、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤新一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 不登校及び不登校傾向の児童生徒への対応についてのご質問でございますが、昨日の質問の答弁において生活習慣の乱れという部分に触れさせていただきましたが、それ以外の要因、背景も多様でありますことから、学校現場におきましても対応が非常に難しいということをご理解いただけるかと思えます。文科省が示す不登校の定義としましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものとされております。赤平市の小中学校におきましても現在20名ほどの児童生徒が何らかの理由により不登校となっておりますが、不登校児童生徒の様子を確認するため担任など学校職員が定期的に家庭訪問しており、ケースによっては教育委員会職員も同行し、対応しているところでありま

す。また、現在開設しております教育支援室やスクールカウンセラーの利用などを促しているところでもあります。現在学校現場では、包括的生徒指導、発達支持的生徒指導が必要であると言われております。これまでの注意して是正を促すのではなく、様々な関係者と連携しながら学校全体で子供たちの生活習慣を整える、あるいは個々の子供と向き合い、学校に来れない原因は何なのかを深く掘り下げ、それぞれの子供たちの発達課題を共有しながら支えていく仕組みが重要であると考えております。

議員の質問にもございます学校復帰から将来的な社会的自立という点につきましては、学校現場はもちろんでございますが、学校全体、社会全体がそれを受け入れる環境づくりが必要と考えており、来月講師を招いて全教職員が参加する講演会を予定しております。確かに不登校児童生徒の学校復帰が理想ではございますが、現実それが困難である以上、学校に来れない子供たちをどのようにケアしていくか、また不登校の未然防止にも役立つ研修でもございます。まだまだ課題は多くありますが、引き続き学校と連携しながら対応してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君） [登壇] 様々対策といたしますか、対応をしていただいている、来月講演会を予定していらっしゃるということでございますけれども、実践でいかにしっかり対応していけるかということが重要になっていくのかなというふうに思いますので、教育長の答弁からありましたようにどのようにケアしていくか非常に大事なところだというふうに思います。不登校、不登校傾向の児童の対応というのは、非常にナイーブなことで、心身の中の心というところが目に見えない部分の対応ですので、本当に大変だろうというふうに思います。そしてまた、様々な条件の違うことでそのような対応を日々していただいていることは理解しておりますので、市教委、学校現場の先生方にも非常に感謝をしますけれども、先ほど言ったようにどのようにケア

していくかということとか、不登校の未然防止というのは非常に重要だと思いますので、今後も赤平市内の子供たちのケアと未然防止ということをしっかり取り組んでいていただくことをお願いして、この質問は終わりたいというふうに思います。

項目2、部活動の地域展開への推進についてお聞きいたします。前回は部活動の地域展開についての質問をしていますので、調整の難しさは理解していますし、現在準備段階であるということ踏まえて質問させていただきます。

要旨の1、スポーツ庁は小学校の体育専科の教員が公立中の部活動指導者を兼ねるモデル事業を2026年度から始める方針だということ先日目にしました。当市もたしか以前体育専科の教員がいた時期もあったかというふうに思いますけれども、今はたしかいないのかなというふうに思います。この体育専科の教員の部活動指導者を兼ねるということについての対応について考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（伊藤新一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 小学校体育専科教員が中学校の部活動の指導者を兼ねるモデル事業についてのご質問でございますが、これにつきましては先日新聞報道等により私どもも初めて知ったという状況でございます。まだ正式な通知等はありませんので、現時点では何とも言えないのが現状でございます。体育専科教員は、教職員定数加配の中で配置されますことから、現在赤平小学校には体育専科の教員はおりませんが、今般スポーツ庁は部活動地域展開に伴い、大きな課題とされております指導者の確保という点において小学校の体育専科教員の活用を考えているものと思われま。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり制度の詳細について把握していない中での答弁になりますが、小学校の体育等の指導をした上で部活動の指導となると、教職員の働き方改革という観点においていかなものかと感じる部分もあるかと思ひます。議員のお話にもありましたが、2026年度はモデル事業として始まるよう

でございます。それらの実績、効果を見ながら、また教職員人事も絡むことから、総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（伊藤新一君） 竹村議員。

○6番（竹村恵一君）〔登壇〕 私も今教育長おっしゃったとおり教職員の働き方改革と叫ばれている中、体育専科の教員がそのような対応することは国の判断もいかなものなのだろうというふうに疑問を思うところでもありますが、ただ部活動を地域展開する中で一つの問題である指導者の確保、これをどのように確保するのかというのも非常に大切な点ではないかというふうに思ひますので、当市としては2026年度のモデル事業の実績、効果で総合的な判断をしていかれるということですので、私も同様にこの点は注意して見ていきたいというふうに思ひしておりますので、今後どうか中学校の部活動が活発に行われるように対応していただきたいというふうに思ひます。

以上で私の質問を全て終わります。各質問に対しましてご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

○議長（伊藤新一君） 以上をもって、一般質問を終了します。

○議長（伊藤新一君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日6日から11日までの6日間休会いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（伊藤新一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日6日から11日までの6日間休会することに決しました。

○議長（伊藤新一君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。委員長に安藤議員、副委員長に丸山議員が選任されましたので、ご報告い

たします。

○議長（伊藤新一君） 以上をもって、本日の日程
は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時12分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)